

非常時の日本眼科医会における対応の基本方針

公益社団法人 日本眼科医会
会 長 高 野 繁
担当副会長 白 井 正一郎

東日本大震災をうけて、大規模災害が発生した場合、有事の際に対応するため本会では「非常時における基本方針」を次のとおり作成いたしましたので報告いたします。

「非常時の日本眼科医会における対応の基本方針」

1. 大災害等により日本における眼科医療遂行に大きな障害が出ている場合、出る可能性がきわめて高い場合には、日本眼科医会会長はその判断において、理事会、代議員会の議を経ずして、非常時対応策を発動することができる。
2. 上記は、非常事態の情報収集と情勢分析、関係諸機関との協議と対応策の連携、そのほか日本眼科医会会長が必要と認める事業とする。
3. 上記費用負担が生じる際、日本眼科医会会長の判断で予算執行を命じることができる。
4. 上記の活動および財務報告は、直近の理事会、代議員会で日本眼科医会会長から報告し、承認を得ることを必要とする。
5. 日本眼科医会会長に連絡が取れない場合、会長代理を選任する順序を事務局で把握して、順次、上位者から連絡を取るよう努めることとする。(副会長、常任理事、理事、監事の間で順序をあらかじめ決めておく) 上位者との連絡がつか次第、会長職代行者を確定するように決定していく。すなわち、継続して下位者が行うか、上位者へ権限を委譲するかを決定し、事務局で把握する。
6. 日本眼科医会事務局がその機能を発揮できない場合には、会長(または会長代行者)の判断で事務局を別途設置し、関係諸機関に通知することができる。